

平成28年度  
第3回愛知県障害者施策審議会  
会議録

平成29年3月23日(木)

愛知県障害者施策審議会

# 平成28年度 第3回愛知県障害者施策審議会 会議録

## 1 日時

平成29年3月23日（木） 午後3時から午後5時まで

## 2 場所

愛知県自治センター12階 会議室E

## 3 出席者

井上委員、宇佐美委員、岡田委員、川崎委員、高橋（脩）会長、高橋（美）委員、辻委員、都築委員、徳田（清）委員、徳田（万）委員、永田委員、長谷委員、古家委員、牧野委員、水野委員

（事務局）

健康福祉部長 ほか

## 4 開会

定刻になりましたので、ただ今から平成28年度第3回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。

開催にあたりまして、長谷川健康福祉部長から御挨拶を申し上げます。

## 5 部長挨拶

愛知県健康福祉部長の長谷川でございます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、愛知県障害者施策審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。そして、委員の皆様方には、日頃から本県の障害者施策の推進に、格別の御理解と御支援をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

当審議会につきましては、今年度3回目の開催となります。これに加え、当審議会の下に設置し3回開催いたしましたワーキンググループにも高橋会長を始めとする委員の方々に御参加いただき、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の要綱案について、幅広い見地から貴重な御意見をいただきました。条例につきましては、昨年7月に開催しました第2回の審議会において御了承いただきました条例要綱案をもとに、9月定例県議会に提案し、10月18日に公布・施行することができました。

委員の皆様には、条例の制定等につきまして、多大なお力添えをいただきましたこと、この場をお借りしまして御礼申し上げます。

また、本日の報告事項にもございますが、昨年12月3日から11日まで、「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」を開催いたしました。皆様の御協力のおかげをもちまして、来場者は59,062人を数えまして、過去最大規模の大会となりました。あわせて御礼申し上げます。

さて、本日の審議会におきましては、議題が2件ございます。議題の1件目としましては、当審議会の下に新たに設置した障害者コミュニケーションに関する専門部会についてでございます。今年1月に第1回の会議を開催いたしましたが、条例の略称を始め、様々な専門的事項について御意見を賜りましたので、その審議内容を御報告させていただき、御意見を賜りたいと存じます。

また、議題の2件目としましては、来年度策定予定の障害福祉計画等について、計画の基本となる国の基本指針の見直し案が示されてまいりましたので、来年3月の策定までの進め方などを御説明させていただき、御意見を賜りたいと存じます。

また、報告事項としましては、「障害者差別に関する相談状況について」を始め4件ございます。

それでは、本日の審議会におきましても、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

## 6 定足数確認

では、議事に入る前に事務局より若干御連絡申し上げます。

まず、定足数の確認でございます。本日は、委員数20名のうち、過半数以上の15名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条の規定により当審議会は有効に成立しております。

## 7 傍聴及びホームページへの掲載による報告

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。

3月9日（木）から県のホームページで、審議会の開催のお知らせをしており、本日の傍聴は2名でございます。

傍聴の方をお願い申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、お願いいたします。

## 8 資料確認

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まず、A4判で本日の次第、出席者名簿、配席図、愛知県障害者施策審議会条例、運営要領でございます。

続いて、A3判で、平成29年1月11日付け通知文の写し等、資料1、資料2-1、2-2、資料3、資料4、資料5、資料6、参考資料としまして、国の第83回社会保障審議会障害者部会の資料、国のパブリックコメント資料でございます。あわせて、手話言語・障害者コミュニケーション条例のリーフレットとポスターを配付させていただいております。

また、本日御欠席の小樋委員から事前に御回答いただきました質問票と、平成28年度第2回愛知県障害者自立支援協議会の資料、平成28年度愛知県地方精神保健福祉審議会の資料、あわせて差し替え用の配席図を机上配付しております。

不足等ございませんでしょうか。

## 9 事務連絡

本会議では、手話通訳及び要約筆記の方に御協力をいただきながら進行していきますので、各委員におかれましては、御発言にあたりまして、マイクを利用していただき、ゆっくりと大きな声で御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、高橋会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 10 会長挨拶

本日は、お忙しい中、障害者施策審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

今回は今年度3回目の審議会となります。内容は、皆様のお手元にあります次第のとおり、議題が2件と報告事項が4件でございます。

議題の1件目、愛知県障害者施策審議会専門部会については、障害者コミュニケーションに関する専門的事項について調査審議するため、今年度、この審議会の下に新たに設置したものです。初回の会議については、この審議会への報告前ではありますが、条例が昨年10月に公布・施行されたこともあり、今年1月に開催しております。本日は、そこでの審議内容を報告していただき、この審議会としても意見を出して、とりまとめていきたいと思っております。

次に、議題の2件目、第5期愛知県障害福祉計画及び新たに義務化されました障害児福祉計画の策定については、来年度、重点的に審議していかなければならない案件の一つだと思っております。本日は、その計画検討体制について、御審議いただきたいと思っております。

また、報告事項の4件、いずれも重要な案件であります。

限られた時間ではありますが、皆様の御協力をいただき、円滑に会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。委員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、御質問していただきたいと思っております。そして、遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## 11 議事録署名者指名

それでは、運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名したいと存じます。

今回は、井上委員と長谷委員をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

## 12 事務連絡等

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は、午後5時を予定しておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入る前に、今年度、新たに専門部会を設置するため、審議会条例と審議会運営要領の改正を行いましたので、事務局から、報告をお願いします。

## 13 事務連絡「専門部会の設置、審議会条例・審議会運営要領の改正について」

### 障害福祉課 渡辺補佐

資料ナンバーはございませんが、平成29年1月11日付けで、各委員の皆様にご通知させていただいたものの写し等をA3判で資料とさせていただきます。

今年度、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定にあわせまして、施策審議会条例の改正を行いまして、専門部会を設置したところであります。

このことにつきましては、既に各委員にご通知させていただいておりますが、改めて周知させていただくということで、お示ししております。

委員の名簿としましては、資料に付けてございますが、14名ございまして、審議会委員の方6名、専門委員の方8名に、御参画いただくこととなりました。

審議会条例の改正については、専門委員と専門部会について、第5条と第6条を追加し、あわせて、審議会運営要領についても第3条を追加し、対応させていただくこととしましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

## 高橋会長

ありがとうございました。

それでは、議題に入っていきたいと思います。まず、議題の1件目「愛知県障害者施策審議会専門部会について」、審議会条例第6条第4項により、専門部会の部会長が報告することとなっております。

部会長の永田委員、よろしくお願いいたします。

## 14 議題（1）「愛知県障害者施策審議会専門部会について」

### 永田委員

専門部会の部会長を務めさせていただきます永田です。よろしくお願いいたします。

先程説明がありましたとおり、愛知県障害者施策審議会に専門部会が設置され、平成29年1月24日に第1回の部会を開催させていただきました。

まず、この専門部会の名称については、「愛知県障害者施策審議会専門部会」と正式にさせていただきました。

また、この専門部会につきましては、平成29年7月、9月、11月に開催を予定しております。

今度の7月の議題につきましては、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援の課題の整理と障害者計画記載事項について、検討していくことを予定しております。

次に、この部会での議題としまして、条例の略称についてがございました。平成28年10月に施行されましたのは、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の第8条に規定されているものです。条例名が長く、堅苦しさがあり、普及啓発をしていく上で文字スペースをとるということで、略称について議論をさせていただきました。略称を用いることにより、県民や事業者の方に分かりやすくなり、また、その必要性を理解していただくことで、県の施策への協力を進めていくことを目的としております。後で説明させていただきますが、この条例のリーフレットを作成する際に、利用することを予定しておりました。

先程説明しましたとおり、条例名は、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」ということになりますが、略称については「手話言語・障害者コミュニケーション条例」にさせていただきました。

部会の中では、「障害者」をとることにより、もう少し短くしてもいいのではないかという意見もありましたが、今回の条例が、「手話言語」と「障害の特性に応じたコミュニケーション」の両方を使っていることから、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」という形でまとめさせていただきました。

次の議題ですが、条例の普及啓発活動についてです。今年度の事業として、リーフレットとポスターの作成をさせていただきました。この部会時には、リーフレットとポスターの原案について事務局から提示され、それについて審議させていただきました。その審議の中で、用語の使い方や表記の仕方など、各委員の皆様から御意見をいただき、作成させていただきました。本日は、お手元に、そのリーフレットとポスターを配付させていただきました。これは、今回の条例の制定に伴います、手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段について、県民の関心と理解を深めることを目的に作成させていただきました。リーフレ

ットについては、障害当事者団体の方に配慮すべき事項を記入していただき、手話言語の普及、障害の特性とコミュニケーション手段、また条例の概要を分かりやすく掲載したものになります。ポスターについては、条例の概要、基本理念、役割と取組を掲載させていただいております。このリーフレットにつきましては、この資料にありますように、10万枚と8千枚を作成させていただきまして、丁度できたところになりますので、今年度末に各市町村などに送付させていただくこととしております。この送付先につきましても、専門部会で、市町村を通じて、できるだけ多くの住民の方の目に届くようにという御意見をいただきました。また、現場の最前線で活動しているのが社会福祉協議会ということで、社会福祉協議会を通して、こうした啓発を行うのも良いということで送付先に加えております。また、お手元にはございませんが、視覚障害の方へのリーフレットとして、大判の点字版も作成しております。できるだけ多くの方に、理解していただき、普及啓発できるよう、今後も検討していきたいと思っております。また、今年度、障害者コミュニケーション推進シンポジウムを開催させていただきました。尾張地区、三河地区、それぞれ計画をしまして、定員を300名と240名で設定しましたが、220名と240名と、かなり多くの方に御参加いただきました。参加してくださった方のアンケートにおきましても、かなり好評の御意見をいただいております。また来年度もこうした活動ができるよう、部会でも検討していきたいと考えております。平成29年度の具体的な事業につきましては、今後、検討を行う予定ですが、リーフレットの作成やシンポジウムの開催などを検討していきたいと考えております。

次に、部会において、障害の特性に応じたコミュニケーション支援に関する県の施策の現状等について検討させていただきました。第1回の開催ということもありまして、部会の委員の方々から、できるだけ具体的な御意見をいただくということで進めさせていただきました。現状に対する委員からの御意見については、資料2ページ目に主なものを載せさせていただきました。簡単にかいつまんで、御説明いたします。委員の方々から様々な御意見をいただきました。障害の特性に応じたコミュニケーション手段についての知識や理解だけでなく、障害当事者へどうサポートすべきかを理解する必要があるということ、また、手話や点字を知らない子どもたちもいて、手話が言語であるということをも前提で考えると、もう少し普及を考えていく必要があるということ、また、手話がまだ十分に啓発されていないという現状の中で、幼児期から本人の意思というものが発揮できるような環境が十分に整備されていないという御意見もありました。また、第9条の「啓発及び学習の機会の確保」のところでも、きめ細やかな対応が求められております。後ほど説明しますが、愛知県からの公報についても、もう少しきめ細やかな対応が必要ではないのかといった御意見がありました。また、障害当事者への対応方法を具体的に学ぶ取組として、例えば、県職員の研修や新人研修の中に取り入れるなど、具体的な提案についてもいくつか伺うことができました。

また、第10条「人材の育成等」です。発達障害者支援指導者の活用についても検討していただきたいといった御意見がございました。実際には色々な支援が行われているのですが、十分に活用されていないものもあるのではないかとということもあつたかと思えます。

また、第11条「情報の発信等」です。こちらにおきましては、できるだけ多くの情報を正確に発信するよう御意見をいただきました。例えば、県からの公報につきましては、今は抜粋であるが、全ての情報が全ての方に届くよう発信するのが大事ではないかということが御意見としてありました。また、広報番組には字幕を付与するなど、全ての情報がしっかりと届くような環境の整備について御意見をいただきました。その他、委員の方々から、手話が言語としてしっかり普及していないという現状の中で、どういう風にすれば手話言語の普及ができるのかといった点について今後も検討していく必要があるのではないかと御意見をいただきました。この部会の中で扱っていくとともに、どういう風な形で手話言語の啓発を検討していくことができるか、今後も検討をしていくこととしております。

以上、簡単ではございましたが、要点について、説明させていただきました。よろしくお願ひいたしま

す。

### 高橋会長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました「愛知県障害者施策審議会専門部会について」、これから御意見や御質問等をお伺いしたいと思います。

その前に1つお願いがあります。実は、本日の午前中に、自立支援協議会を開催しましたが、多くの御意見をいただきまして、少し会議が長くなってしまいました。この会議についても、できる限り多くの御意見や御質問をいただき、会を実りあるものになりたいと思います。

つきましては、まず、御意見や御質問の結論を最初に言っていただきたいと思います。そして、必要があれば、若干の補足説明をしていただきたいと思いますので、できる限り、皆様御協力をお願いいたします。

それでは、皆様いかがでしょうか。

### 辻委員

今回の「手話言語・障害者コミュニケーション条例」については、全国の都道府県でも初めての条例ということで、素晴らしい条例だと感じております。

リーフレット10万枚、ポスター8千枚を作成されたということでした。また、シンポジウムももちろん必要なことだと思います。一方で、例えば、お店に文字盤を置くだとか、物に代えてみてはどうかと思いました。というのは、シンポジウムというのは啓発にはなるのですが、どうしても1回で終わってしまう。ポスターも貼られてはいるが、それで終わってしまう。そこで、事業者や、特に市町村からの依頼があった時に、県として物の購入に補助をして、残すようなことをしてはいいのではないかと思いました。

### 高橋会長

この件について、部会長の永田委員が事務局から何かありますでしょうか。

### 永田委員

確かに、シンポジウムを開催するに当たって、関心のある方には来ていただけるが、そうでない方には、なかなか伝わりにくいということがあります。そのため、どうやって身近なところにおとしていくかというのは部会や県の担当者とも、もう少し検討していけたらと考えております。

### 障害福祉課 保木井主幹

来年度の普及啓発の仕方については、今の段階では、今年度と同様に、シンポジウムとリーフレットを前提として考えております。こういった形が一番適切かということについては、また御意見を伺いながら、対応を検討していけたらと考えております。

### 高橋会長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

### 岡田委員

今、辻委員がおっしゃったことなのですが、こういったシンポジウムでも、私たち発達障害というのは、なかなか理解されにくいということがあります。

愛知県には、「愛知キャラバン隊ネットワーク」というものがありまして、発達障害の特性を寸劇や色々な体験で理解していただくものですが、これが県下に沢山あります。

ぜひ、こういった実体験を入れていただけると、発達障害の特性をよく理解していただけると思っていますので、検討をよろしくお願いします。

#### 永田委員

確かに、文字で読んでも、なかなかピンとこないようなこともあるかと思います。

そういった意味では、実際に体験してみてとといったことがやられているかと思います。一方で、十分に多くの方が体験できていないということが実状だと思います。

今お話をいただきました寸劇などは、愛知県でも多く活動されているということなので、どういう風に活用ができるのか、また、シンポジウムやリーフレットの中にどう企画を入れ込むことができるのかなどについて、検討事項の1つとさせていただきたいと思います。

#### 高橋会長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

#### 長谷委員

啓発及び学習の機会の確保のところ、先程県の方に研修をというお話もあったのですが、差別解消法もありますので、例えば、企業の方など一般の方の目や耳に入るように、講習会や小さいシンポジウムでも良いと思うので、こういった形での斡旋ができないのかなと思います。

#### 永田委員

この新任研修というのは、部会の委員の方から、こういった検討もあっているのではないかという御意見があったということです。今後、市町村や県だけではなく、どのように一般の方に広げていくのかは検討すべきことだとは思っていますので、そういったことも含めて、検討していきたいと思っています。

#### 高橋会長

条例の略称についても、部会で検討していただいて、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」ということで収まったようですが、この点について、皆様いかがでしょうか。

#### 高橋会長

特に御意見もなさそうなので、条例の略称を含め、ただいま説明のありましたことについて御了承いただいたということでよろしいですか。ありがとうございます。

有益な御意見をいただきましたので、部会において、それを踏まえて、来年度に向けて検討をお願いしたいと思います。

事務局におかれましても、御意見を踏まえ、部会で検討が進むようにお願いします。

続きまして、議題の2件目「第5期愛知県障害福祉計画及び愛知県障害児福祉計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

## 15 議題（２）「第５期愛知県障害福祉計画及び愛知県障害児福祉計画の策定について」

### 障害福祉課 渡辺課長補佐

次に、第５期愛知県障害福祉計画及び愛知県障害児福祉計画の策定について、資料２－１をご覧ください。

障害のある方もない方も、共に暮らせる地域社会を実現するため、障害のある方が、より身近な地域で生活し、働くことができる環境づくりが求められており、本県では、これまで４期にわたり障害福祉計画を策定し、障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に取り組んできたところです。

この障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、策定している法定の計画でありまして、現行の４期計画が、来年度を持ちまして計画期間が満了となることから、新たに第５期の計画を策定するものでございます。

昨年、６月に児童福祉法の一部改正がありまして、従前は努力義務でしたが、障害児福祉計画につきまして、策定が義務付けられております。

過去の期ごとの策定年度、計画を表にしておりますので、御参照ください。

次期障害福祉計画は、「３ 計画期間」に記載のとおり、平成３０年から３２年度までの３か年計画となります。計画に定める主な事項を表にまとめたものが「４ 計画に定める事項」として記載されております。

これらの事項について、それぞれ必要な見込量や医療、教育機関等の関係者との連携について、記載してまいります。

次に、資料２－１の右側の「５ 国の基本指針の見直し」であります。国においては、今年の２月２日から３月４日までの約１か月をかけて、パブリックコメントを実施いたしております。

提出されました意見を踏まえ、必要に応じて修正されたものが、告示される予定です。時期としましては、３月末とのことでありますので、来週中を目途に示されるということです。

従いまして、今現在では、最終的なものではございませんが、大きな修正はないだろうと言う前提で進めてまいります。

（３）の見直しの主なポイントということで、抜粋しております。成果目標については、項目が増加しておりますが、成果目標としましては、アの福祉施設入所者の地域生活の移行からオの障害児支援の提供体制の整備等まで、５つございます。

現行の成果目標との比較については、別紙として、新旧対照表でまとめております。

新規の項目としましては、イの「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が打ち出されております。従前、第４期計画では、この分野については、主に精神病床における早期退院率を定めておりましたが、これについて、入院６か月時点の退院率を新たに設定したり、精神障害の方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、就労、教育など包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを目的としまして、計画的に地域の基盤を整備し、圏域ごとや、全市町村において、それぞれ関係者の協議の場の設置を求めています。精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携をしていくことにより、支援体制の構築を目指していくものです。

また、児童福祉法の改正によりまして、障害児計画に係る目標を定める必要がございますが、現行の４期計画でも県の障害福祉計画においても第５章として、「障害児支援体制の整備」を記載しておりますが、限定的な記載に留まっており、この部分を拡充して次期計画は策定することとなりますが、国の基本指針と同様に、障害福祉計画と一体的に策定してまいりたいと考えております。具体的には、障害児に対する重層的な地域支援体制の構築や、医療ニーズへの対応としまして、それぞれ成果目標が定められております。

また、「その他個別施策の見直し」としましては、障害者差別解消法が平成28年度に施行されましたが、障害を理由とする差別の解消や、発達障害者支援の一層の充実や、難病患者の障害福祉サービスの利用促進について、充実を図るとともに、情報公表制度による質の向上、利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修の充実などが、新規の項目として設けられております。

次に、2ページの「6 本県における計画策定体制」についてであります。国の指針に基づきまして、来年度、障害福祉計画を策定していくに当たりまして、現行の第4期計画と同様に、この愛知県障害者施策審議会の下にワーキンググループを設置いたしまして、集中的に検討を行ってまいりたいと考えており、ワーキンググループで、3回を目途としておりますが、そこでの検討にあわせて、本審議会での検討及び県障害者自立支援協議会を経まして、来年の3月に策定・公表を目指していきたいと考えております。

具体的なワーキンググループの構成員につきましては、前回の検討状況も踏まえまして、お手元の資料にあります構成員名簿案に基づき、進めていきたいと事務局では考えております。

また、現段階での策定スケジュールを右側の表でお示しさせていただきました。4月から6月の3か月を目途として、4期計画の実績把握等を行い、まず、第1回のワーキンググループを7月に、その後、施策審議会を同月に開催し、2回目を9月、11月に3回目を開きまして、12月に2回目の審議会を開き、パブリックコメントを経まして、3月に計画の決定、公表と進めていきたいと考えております。

この間で、市町村との連携ということで、圏域会議を通じた意見交換・情報共有、個別のヒアリング等も予定しておりますので、かなりのボリュームとなるかと思っております。

多少、開催時期は、前後してしまうかもしれませんが、このようなスケジュールで進行管理していきたいと考えております。

次に、お手元の資料2-2をご覧ください。福祉施設入所者の地域移行に関するニーズ調査の実施についてでございます。

これにつきましては、福祉施設入所者の地域生活への移行を推進するに当たりまして、現在、県内の施設に入所している方の地域移行に関するニーズを把握するため、調査を行い、課題の整理や、取組施策の検討の資料としていきたい。また、次期障害福祉計画における参考資料としても活用していきたいと考え、実施を検討しております。

前回、第2回の障害者施策審議会におきまして、三重県で類似の調査を行っている旨、河口委員からも御意見いただき、それも参考としながら整理したものです。

概要については、2に箱書きしておりますが、県内の障害者支援施設に入所している方を対象としており、見込みとしましては記載してありますとおり、3,900名程度とかなりの数となります。

このように、調査対象者数が多数であり、相当重度の方が多いと思われまので、意思表示が困難な方もお見えになると考え、入所施設の職員の方に、プライバシー等を配慮した上で回答をお願いしたいと考えております。

この調査は、毎年行っている地域移行者数の調査に加える形をお願いするということもあり、施設職員の負担も考慮しまして、調査項目は、ある程度、絞り込んで実施したいと考えております。

先ほど、御紹介しました河口委員につきましては、本日は、所要により御欠席されておりますが、資料を事前送付させていただき、項目については、御意見もいただいております。審議会の前日ということもあり、事務局の方で整理することが難しかったこともございまして、本日お示しすることは、控えておりますが、例えば、入所施設の職員の職種であったり、回答項目の見直しなどの御意見をいただいているところでして、今後、盛り込める事項については、河口委員とも連絡をとらせていただき、見直しをした上で、実施していきたいと考えております。

私の説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

## 高橋会長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました「第5期愛知県障害福祉計画及び愛知県障害児福祉計画の策定について」、御意見や御質問等があればお伺いします。いかがでしょうか。

## 井上委員

第5期の計画に盛り込んでいただきたいことがありまして、事前に資料を用意させていただきました。

以前から発言させていただいておりますが、この精神障害についての学習の機会の確保についてです。この病気は、原因はあるのですが、ある日突然なってしまう。誰しも、よく分からない状況の中で、精神科医にたどり着くまで大変時間がかかって、とてもつらい経験になります。そういった状況があるので、学校教育の中で、中高生に対する学習の機会があるととても有益だと思います。

隣の三重県では、「ユース・メンタルサポートセンターMIE」というところが、学校長からの要請に基づき、中学2年生を対象に講座を開催しています。愛知県では、学校教育の中で、こうした精神障害に関する知識を教える機会がないという現状がある中、ぜひこういったことを計画の中に盛り込んでいただけないかと思いました。あと、自傷他害の問題に関してですが、緊急性を帯びた事件の中で、110番をしたら警察官が来ると思うのですが、現場の警察官も精神障害に対する知識がないと思われるので、そういった方に対して、座学などがあって然るべきだと思います。

最後に、障害者コミュニケーションの部会の中で、精神障害に関する委員がいなかったことに疑問を感じております。

以上です。

## 高橋会長

2点ですかね。最初のは御要望で、後は御質問だったと思います。

事務局、いかがでしょうか。

## 障害福祉課 ころの健康推進室 鈴木室長

まず、学校教育において、精神疾患の教育に取り組んだらどうか、次期の障害福祉計画に盛り込んだらどうかということでした。

詳しく承知しているところではございませんが、高等学校及び中学校の学習指導要領を少し確認しましたところ、保健の授業の中で、ころの健康や精神疾患のことが盛り込まれておりまして、基本的にはそこにあるだろうと考えております。今おっしゃられた個別の疾患について、どこまで教育課程の中でやられているかということについては承知しておりませんが、学校教育を所管している教育委員会の考えを聴きながら、必要があれば、計画に盛り込むことも考えられると思います。

次に、警察官に対する教育についてですが、確かに、自傷他害の恐れがある方に対しまして、警察官の方が第一に関わるということとはあります。なので、私としましては、当然、警察官の方々も精神疾患に関する知識は持っているだろうという認識でおります。ただ、個々のケースの中で問題があるようであれば、警察の方にも伝えて改善していければと考えております。

## 障害福祉課 保木井主幹

部会の構成員についてですが、この部会は、今年度、条例の案を作成する際に設置したワーキンググループを発展する形としました。

ワーキンググループの構成につきましては、この障害者施策審議会でも御議論いただいたところでありまして、主な構成として、コミュニケーション手段として、通常のコミュニケーション手段以外の手段を必要とする方を想定しまして検討しました。

精神障害のある方へのコミュニケーションについても、もちろん配慮すべき事項は多々あるとは思いますが、一方で、特別な手段が必要なのかどうかという点については色々と議論があるかと思っておりますので、構成員には入っておりませんが、この審議会でも御意見をいただいて、反映してまいりたいと考えております。

また、本日お手元に配付させていただいたリーフレットの中でも、精神障害について、家族会の方から御意見をいただきまして、記載をしているところでもありますので、引き続き、精神障害についても配慮しながら取り組んでいきたいと考えております。

## 高橋会長

学校教育における啓発の問題ですので、教育委員会からも何かお願いできないでしょうか。

この問題については、審議会でも時々出てくることかと思っております。

## 特別支援教育課 伊藤補佐

先程、障害福祉課こころの健康推進室長が御発言されたとおりになるのですが、再度確認でお話しさせていただきたいと思っております。

高等学校においては、「福祉」や「看護」という教科がありまして、こちらの中の科目の内容として、精神障害について取り扱っており、「福祉」や「看護」をとられている生徒につきましては、学習をしていくこととなります。ただ、小中学校や高等学校のその他の生徒につきましては、学習指導要領上の教科等の内容には入っておりません。

しかし、委員お示しのとおり、とても大事なことだと思います。例えば、「総合的な学習の時間」の中で、精神障害について学習することは考えられます。三重県も、この時間を活用して、専門機関からレクチャーを受けたりなどしているのではないかと思います。

今後、このような先進的な事例も紹介しながら、取り扱っていくことも考えられますので、貴重な御意見として、教育委員会の中でも情報共有していきたいと思っております。

## 井上委員

前向きに検討をお願いします。

## 徳田（清）委員

井上委員が本当に言いたかったことを少しだけ補足させていただきます。

教科書の中での精神疾患や精神障害の取扱いについては、文部科学省が決めており、現状不十分ということがあります。なので、今の段階でも、できる取組を何とか検討していただいて、5期の計画に盛り込んでほしいと思っています。私もワーキンググループに入っています。普及啓発というのは、当事者も家族も悲願なのです。教科書はなかなか変わりません。三重県の事例を参考にしつつ、こころの健康推進室や精神医療センター、精神保健福祉センターといった県の行政機関として、学校側の「総合的な学習の時間」の中で、自殺とかうつ病を学びたいという要望を受けて、出前講座に行って、お話しをすることができる体制を作ってほしいということが言いたいのだと私は解釈しました。

私も、5期の計画策定に当たっては、ワーキンググループの構成員として、なんとか普及啓発が進むよう頑張りたいと思います。

## 高橋会長

御要望だと思いますので、計画を作る際には、参考にさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

他にいかがでしょうか。

## 岡田委員

今の精神障害のことに關してですが、私は、障害者虐待防止・差別解消推進協議会の委員にもなっています。その会議の中で、愛知県が高校生に対して、NPO法人を通じて精神障害のキャラバン隊を行ったという報告を受けました。私は、それにとても興味がありました。知多半島の2つの高校に対して、精神障害のキャラバン隊をやったということでした。本日は担当の方がおられないのかもしれませんが、紹介させていただきます。

そして、私の質問なのですが、地域移行に關するニーズ調査の実施に關してですが、調査方法が、入所者及び家族の意向を最大限尊重の上、入所施設の職員が回答を行うとあるのですが、ここをあえて、家族ではなく施設職員としたのは、なぜでしょうか。家族の意向を最大限尊重とはあるのですが、ここをどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

## 障害福祉課 渡辺補佐

調査方法についてですが、実際に入所している方が対象ということで、その調査対象者が3,880人程度と非常に多いということから、施設職員からの回答を考えておりますが、入所者はもちろん、ご家族の御意向を踏まえる形で、実施してまいりたいと考えております。

## 岡田委員

施設入所者については、障害の重度化が進んでいるということで、障害支援区分5・6の方が多くなってきたと聞いております。

日頃から支援をしている施設職員だから分かることもあろうかとは思いますが、どこまでご本人の意向を引き出すことができるかというのが非常に難しいと思います。もちろん、ご本人にとって、暮らしやすく、地域移行が進んだら良いとは思いますが、私自身、入所者自身が回答する方が良いのか、施設職員が回答する方が良いのか迷うところがありまして、質問させていただきました。

## 高橋会長

ありがとうございます。この件について、他にいかがでしょうか。

これは、地域移行に關する基礎資料として、とても重要なものになると思います。私も少し簡単すぎると思うところもあります。皆様からも御意見いただけたらと思います。

当然、ご本人、ご家族、施設の意向が異なる場合があると思います。これが一致していないと、実際のところ、地域移行が進まないということがあると思います。限られた時間の中でとは思いますが、できる限り丁寧に調査して、実態を把握していただきたいと思います。

## 永田委員

私もこれを見た時に、何が情報としてあがってくるのだろうかと考えました。

入所施設の方が回答を行うということで、本日御欠席の委員の方から、どういった職種の方が回答をしているのか分かるようにすべきという御意見があったとのことですが、施設職員の方でも、一人一人地域移行

に関する考え方が違うのではないかと思います。なので、施設職員の方が、どのように入所者の意向を確認したのかということはぜひ入れていただければと思います。

また、ご本人が、明確に地域移行したいと意思表示した場合と、明確に意思表示ができなくて推測した場合では、ご本人の意向の重みが違うのではないかと思います。施設職員の方がどのように確認したのかということも含めて調査していただけると、より分かりやすいものになるのではないかと思います。

#### 高橋会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

#### 長谷委員

このニーズ調査は非常に大事なものであると思います。間違っていたら申し訳ないですが、初めて、これだけ具体的なことを入所者に聞くのではないかと思います。

質問ですが、県は、既にその施設の方が問9や問10のことをやられているかどうかというのを御存知なのでしょう。実際に、こういったことがやられているか分かっていない中で、この質問があがってくると、答える方としては、何を言っているのだろうかと思う人たちも中にはいるかもしれません。

来期のことで、時間がないことは重々承知ですが、すごく大事なことです。もう少し丁寧にやっていたらと思います。

#### 高橋会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

#### 宇佐美委員

御意見を聞いていて思ったのですが、施設の方がとりまとめて回答するという事なので、思い切って、施設に聞く質問と入所者に聞く質問を明確に分けてはいかがでしょうか。施設に聞くことはまとめて1つの回答とし、入所者に聞くことは別途入所者ごとに確認するという形で、アンケートを2段階に分けたら良いと思います。

#### 高橋会長

対象によって、アンケートを分けるということですね。ありがとうございました。  
他にいかがでしょうか。

#### 辻委員

聞き取りについてですが、私も入所していたので分かるのですが、外に出たいかと聞かれてもなかなか回答できないのではないかと思います。というのは、外に出たことがないからです。

では、そういった時にどのように聞き取るのが良いかというと、多分、施設を出て、実際に地域で生活している方が聞き取りをしていただければ、安心して答えられると思います。その人が目標として、こうやったらできるかと思えるからです。そうすれば、地域移行はもっともっと進むと思います。こうしたことから、聞き取る人は、実際に地域で生活している当事者の方にしてはいかがでしょうか。ありがとうございました。

#### 高橋会長

新しい御提案でした。他にいかがでしょうか。

## 都築委員

サービスを利用する際には、相談支援専門員さんが関わって、いわゆるケアマネジメント手法でやられているということもあります。なので、むしろそういった方にも入っていただくような調査の方が、より客観的に、ご本人の気持ちを確認できるのかなと思いました。

## 高橋会長

ありがとうございました。色々良い御意見ができてきていると思います。  
他にいかがでしょうか。

## 川崎委員

私は、個人的にですが、入所施設を運営しております、この件について非常に興味があります。  
実際に現場にいて思うことなのですが、岡田委員がおっしゃられたとおり、障害の重い方が多くおりますので、その方の意思を汲み取るのは非常に難しいと思います。辻委員がおっしゃったように、体験をしてみても、ご本人の表情を比較しないと分からないと思います。とても時間がかかることだと思います。ですが、やらないといけないことですので、そういった体験を取り入れてみてはいかがかなと思いました。

## 高橋会長

本当は体験をしてもらって、その上で、ご本人の意向を確認するのが良いと思うのですが、なかなかそういったようにいかないというのが現状だと思います。川崎委員に質問ですが、職員は、このアンケートにより聞かれると、すぐにご本人の現状に沿って、適切な回答ができると思いますか。

## 川崎委員

施設の運営方針ですとか、そういったことも結構関係してくると思います。  
地域移行を積極的に目指している施設であれば、職員の認識も高いだろうし、そういったことをあまり考えていない施設であれば、職員も答えにくいのではないかと思います。

## 高橋会長

様々な御意見もいただいたのですが、事務局としてはいかがでしょうか。

## 障害福祉課 加藤主幹

ただいま、多くの委員から様々な御意見・御提言をいただきました。今すぐに、それに対して、対応案をお示しすることはできません。実は、この調査については、特に予算をとって実施するものではなく、また、時間の制約もございます。そういった限られた中での対応となりますが、いただきました御意見を踏まえまして、丁寧な調査となるよう、事務局において検討させていただきまして、委員の方にお示ししたり、高橋会長に相談させていただいた上で調査を実施してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

## 高橋会長

調査すること自体は、とても良いことだと思います。ご本人の意向を反映させることが一番大切かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この件以外に、福祉計画について、何かありませんでしょうか。

## 徳田委員

ただいまのは、施設からの地域移行だったかと思います。私からは、病院からの地域移行について質問させていただきます。

送られてきた第83回社会保障審議会障害者部会の資料の中で、1年以上の長期入院者も第5期の計画の中で目標となるようでした。それは良いと思うのですが、問題は数です。今まで、どれだけ地域移行させるのかというのは、パーセンテージで示されており、私は今までなかなか理解することができませんでした。今回、資料を見まして、国はこんな計算式でベッド数を決めているのだなど、十分ではありませんが、その仕組みが分かりました。

私が一番思うのが、本人の意向を汲み取って、計画を作っていただきたいと考えています。病院における長期入院者は、愛知県だけでなく全国でも社会問題になっているかと思います。入院患者のニーズ調査については、施設入所者のニーズ調査と同様に、安易にやるのではなく、気持ちを持ってやっていただきたいと思います。国の算定式にただ従うのではなく、実態を反映できる入院患者のニーズ調査について、しっかりと検討をお願いしたいと思います。

## 障害福祉課 ころの健康推進室 角田主任主査

本日、午前には開催されました自立支援協議会においても御報告させていただいたのですが、精神の分野においても、入院患者の地域移行に係るニーズ調査を実施しました。その調査については、今回案として示された調査と同様に、病院のスタッフの見方として、地域移行が可能な方がどの程度いるのかを把握することを主に実施したものです。これについては、ニーズ量のマックスを把握するものではなく、むしろミニマム、病院の方から見ても、福祉サービスを利用することで明らかに地域移行が可能だろうと思われる方を把握するためのものです。

病院などの現場の方にお話を聞いたりしますと、スタッフに対して退院したいということを打ち明けることがしにくい状況があるということでした。今、ころの健康推進室として考えているのは、29年度に、ピアサポーターの方を活用して、地域生活での経験を各病院で語っていただくような場を設けられないかと考えております。そういったところで、個々の患者の退院意欲を喚起しながら、その上で、改めて個々の患者さんの本当のお気持ちを伺う機会ができれば良いと考えております。

## 高橋会長

かなり大規模な調査を実施されていたかと思います。もしよかったら、また委員の方に、概要について報告していただけると良いと思いますので、検討をお願いします。他にいかがでしょうか。

## 辻委員

資料2-1別紙で御説明された次期計画の成果目標の新旧対照表のことでお伺いします。

第4期計画では、施設入所者の12%以上が地域移行するというものでしたが、第5期になると9%と数値が下がっております。施設入所者の削減についても4%削減から2%削減に下がっております。

これを見ると、目標が後退しているのではないかと感じました。この数値が下がることにより、施設入所者にとって、どのようなことが良くなると想定されるのでしょうか。

## 障害福祉課 渡辺補佐

この資料につきましては、国の基本指針の案ということで、皆様にお示ししております。これは、国の社会保障審議会障害者部会において、都道府県や市町村の状況を鑑みて、作られたものでございますので、こ

れが愛知県目標になるわけではございません。この段階では、あくまで国が示している数値ということで御理解いただきたいと思ます。

それで、数値が下がっていることが目標の後退ではないかということでしたが、国の資料を見る限りではございますが、ある程度実態に即して、このような見直しが行われたと認識しております。

#### 高橋会長

これは、あくまで国の目標値ということで、県の目標値は、来年度、この審議会で審議していくことになると思ます。

#### 辻委員

それを踏まえてですが、前回の第2回の審議会があったのが、7月28日だったかと思ます。確か、やまゆり園の事件があって、黙祷をしました。なぜ、あの事件が起きたのかと考えると、あの施設の中に多くの重度の障害者がいたからというのが1つの原因だと考えられます。もし、障害者の方がもっと地域移行できていれば、あそこまでの事件は起きなかったと思ます。先程説明にもありましたが、障害がある人が地域で自立できるというのをもっと加速させていかなければならないと思ます。そうすると、この数値は、国の指針では下がっていますが、逆に上げていっても良いのではないかと思ます。地域で生活できるよう、もっと社会資源を作らなければならないのではないだろうかと感じております。そのことについては、ワーキンググループでも出てくることだと思ますので、よろしくお願ひします。

#### 高橋会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

#### 井上委員

先程、大規模な調査が行われているということでしたが、色々な人がいます。中には、病院が大好きという人もいるかもしれませんし、社会的入院をしている人たちもいると思ます。

その調査では、個別の事情が分かるようになっていのでしょうか。個々の事情や背景が分かってくると、良いのではないかと思ました。

#### 障害福祉課こころの健康推進室 角田主任主査

先程、私から御説明しました入院中の精神障害者の福祉サービスに対するニーズ調査については、お手元に追加させていただきました愛知県障害者自立支援協議会の資料3に掲載しておりますので、御確認いただけないでしょうか。

あらましということになっております。ただいま井上委員から御質問いただきました個々の事情や背景が分かるものになっているかということについては、例えば、今回の調査の中では、個々の患者さんが地域移行するに当たって、特に調整に時間を要する事柄について、アンケートの中で、一人一人に回答していただいております。それをまとめて整理したものが、6ページに掲載しております。年齢が40代から60代の方、そして在院が1年から10年の方をクロスしまして、どういった要因が地域移行するに際して、ネックとなっているか整理したものです。こういった形で、どういった状態の患者さんが、どういった問題を抱えて、地域移行を前に足踏みをされているのかということ进行分析しました。これを、今後、地域移行支援の方策を考える上での参考にしたいということで、調査を実施しました。

## 井上委員

しっかりやっていたいで、ありがとうございます。

## 高橋会長

この調査結果については、皆様また後でお読みいただければと思います。  
他にいかがでしょうか。

## 岡田委員

今回、児童の福祉計画を作らなければならなくなり、国の基本指針のその他の個別施策に係る見直しの中においても発達障害者支援の一層の充実もあがってきています。

事前に送付いただいた予算の資料を見させてもらいましたが、その中で、特別支援学校の新設や調査などで、たくさん予算がついていて嬉しいと思っております。

先日、出席した愛知県の発達障害者支援体制整備推進協議会の中でも出たのですが、知的障害のほとんどない人と学校のマッチングがうまくできていないという問題があります。特別支援学校は、知的障害のある人の学校ということですが、知的障害がなくても、問題があり、普通の学校には進めないと親が思っていることもあります。これにより、知的障害がないために、学校には進めないと問題が出てくるのです。これについては、教育委員会から見解も示されているのですが、福祉と学校教育、両方が知恵を出し合って、協力し合いながら今度の計画を作っていただければとお願いさせていただきます。

## 高橋会長

発達障害者支援体制整備推進協議会の中でも、知的障害を伴わない発達障害児の後期中等教育における支援については、集中的に検討しているところでありますので、今度の計画に、盛り込んでほしいということでしたが、この点について、教育委員会の方で何かありませんでしょうか。

## 特別支援教育課 尾本主査

高等学校においても、通級指導教室が平成30年度から制度化されるということもありまして、それに向けて、平成29年度からモデル事業に取り組んでいこうと考えておりますので、よろしく申し上げます。

## 高橋会長

様々な御意見を出していただき、ありがとうございました。

いただいた御意見を踏まえて、来年度に向けて、素案作りを進めていただきたいと思いますので、事務局におきましては、よろしく申し上げます。

それでは、報告事項に移ります。本日、報告事項は4件あります。4件すべての説明をしていただいた後に御質問や御意見等を伺うこととします。

それでは、報告事項（1）「障害者差別に関する相談状況について」、事務局から説明をお願いします。

## 16 報告事項（1）「障害者差別に関する相談状況について」

### 障害福祉課 伊藤主任主査

資料3を御覧ください。

愛知県障害者差別解消推進条例が平成27年12月から施行されており、本資料につきましては、その条

例施行から本年1月までの相談の状況をまとめたものになっております。

まず(1)の相談件数につきましては、愛知県として受けたものが全体で34件ございます。

相談された方につきましては、(2)のとおり、本人が24件と最も多くなっております。

次に、相談を受けた所属としましては、(3)のとおり、障害福祉課が21件と最も多く、以下、精神保健福祉センター、尾張福祉相談センターの順になっています。障害を理由とする差別の相談につきましては、県の既存の相談窓口の全てで受け付けておりますが、現在では、ほとんどが健康福祉部内での対応となっております。

次に、(4)の相談者の障害種別と相談区分です。障害種別としては、精神障害のある方からの相談が最も多く14件でして、相談区分として、不当な差別的取扱いが23件、合理的配慮の不提供が10件となっております。なお、障害種別につきましては、相談を受けた際に、ご本人から申告があった主たる障害を計上しておりますので、実際は、他の障害と重複されている可能性もございます。

次に、(5)相談の分野です。商品及びサービスの提供が7件と最も多くなっております。具体的には、盲導犬同伴で店舗を利用しようとしたところ入店を拒否されたという事案や、精神障害を理由に自宅の清掃を断られたという事案がございました。なお、その他の分野につきましては、市町村等の公的機関に係る相談が主なものでございます。

次に、(6)対応の区分です。相手方の事業者と何らかの調整をしたものが14件、事業者へ情報提供・資料送付したものと相談者へ助言したものが合わせて11件、相談者から対応不要の意思表示があったため、傾聴のみとした案件が7件、関係機関へ事案を引き継いだものが6件ございました。

続きまして、2の市町村窓口への相談状況です。こちらは市町村に照会させていただきまして、把握できたものを計上いたしました。法施行後の28年4月から本年1月までのものでして、79件の相談があったとの報告を受けております。なお、この市町村窓口への相談状況につきましては、昨年12月に実施しました市町村の担当者を集めた実務担当者会議の中で、それぞれ考え方が示されているものについて、各市町村間で、参考としていただくため、情報の共有を行っております。

以上です。

## 17 報告事項(2)「平成29年度愛知県当初予算案(障害者施策関連分)について」

### 障害福祉課 鈴木主任主査

それでは、資料4によりまして、障害者施策関連の平成29年度愛知県当初予算案を御説明させていただきます。この資料は当初予算案の記者発表資料を抜粋したものでございます。

まず、健康福祉部について、新規事業を中心に、主な事業を御説明させていただきます。

資料14ページをお願いします。14ページは、「障害者コミュニケーション手段利用促進費」と「障害者権利擁護事業費」の説明となっております。予算額は、合わせて12,080千円となっております。手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づき、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを進める事業、そして、愛知県障害者差別解消推進条例に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進を図る事業でございます。このうち、新規事業として、1(2)として、「カラーユニバーサルデザインのガイドラインの策定」がございました。色覚に障害のある方が円滑に情報を取得できるよう、色の使い方や文字の形等に配慮したデザインを作成するためのガイドラインを策定します。ガイドライン策定後は、普及啓発のためのセミナーも開催します。

次に、15ページを御覧ください。「軽度・中等度難聴児支援事業費補助金」、予算額が4,779千円でございます。身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成

することにより、言語の発達や、学習の困難さの解消を支援する事業となっております。

次に、16ページを御覧ください。「障害者芸術・文化祭あいち大会継承事業費」、この事業は別途、御説明させていただきます。

次に、17ページを御覧ください。1「医療型障害児入所施設等設置費補助金」が予算額408,510千円でございます。障害者福祉減税基金を活用し、重症心身障害児者が身近な地域で医療や療育などの支援が受けられる体制づくりを進めるため、民間法人による施設整備を支援する事業でございます。本事業で、信愛医療療育センターを平成29年7月に豊川市で開設予定としております。

次に、2「障害者施設設置費補助金」が予算額329,191千円でございます。障害のある方が身近な地域で暮らせるよう、グループホームや障害者施設の整備費に対して助成を行う事業でございます。障害者施設やグループホーム12施設に助成を行う予定です。

次に、3「27. 医療療育総合センター（仮称）整備費」、この事業は別途、御説明させていただきます。

次に、18ページを御覧ください。「アルコール健康障害対策事業費」として、3,088千円、新規事業でございます。今月策定する「愛知県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、地域で切れ目なく支援できるよう支援体制の整備を図るものです。相談拠点における相談体制の整備として、精神保健福祉センターにおける専用電話による相談の実施を平成29年7月から予定しております。このほか、相談支援拠点の周知及び普及啓発や適切な相談支援を行うための人材育成を実施していきます。

次に、産業労働部の新規事業について、説明したいと思います。戻りまして、4ページ右側を御覧ください。「中小企業応援障害者雇用奨励金」、新規事業で、予算額が22,428千円です。障害者雇用の更なる改善のために、初めて障害者を雇用する中小企業に対して、奨励金を支給し、障害者を雇用する際の企業の負担を軽減するものでございます。

以上、健康福祉部の予算に関する説明でございます。引き続き、教育委員会から、予算に関する説明がございます。

## 特別支援教育課 伊藤補佐

教育委員会における障害者施策に関係する平成29年度当初予算案を説明させていただきます。

資料20ページを御覧ください。来年度、3校の新しい特別支援学校の整備を進めてまいります。1つ目は、「大府もちのき特別支援学校建設費」で、予算額は381,732千円です。現在、知的障害のある生徒が通っています半田特別支援学校は、児童生徒の増加により、教室不足が著しい状況であり、この解消を図るため、大府市に、知的障害の生徒を対象とした大府もちのき特別支援学校を新設します。平成30年度の開校に向け、引き続き建設工事を実施していきます。

2つ目は、「尾張北東地区新設特別支援学校建設費」で、予算額は108,592千円です。現在、知的障害のある生徒が通っている春日台特別支援学校につきましても、児童生徒の増加により、教室不足が著しい状況であり、この解消を図るため、瀬戸市に知的障害の生徒を対象とした特別支援学校を新設してまいります。こちらは平成31年度の開校に向け、建設工事に着手します。

3つ目は、「刈谷市立特別支援学校施設整備費補助金」で、予算額は351,000千円です。現在、刈谷市が行っております肢体不自由のある生徒を対象とした特別支援学校の施設整備事業を支援してまいります。こちらの学校は、平成30年4月の開校予定と伺っております。

次に、21ページを御覧ください。先程の3校の特別支援学校に加えまして、新たな特別支援学校の整備に向け、調査を実施してまいります。調査費の予算は9,174千円です。現在、知的障害のある生徒が通っている安城特別支援学校につきましても、児童生徒の増加により、教室不足が著しい状況がございます。また、この地区につきましても、肢体不自由のある生徒が通っている岡崎特別支援学校への長時間通学も課

題となっております。この両方の課題を解消するために、西尾市内に、本県で初めての知的障害と肢体不自由の両方の障害に対応する特別支援学校の整備を検討しておりまして、来年度に実施する整備調査の中で、造成や敷地計画、施設規模、配置計画の検討を行ってまいり、できる限り早い開校を目指して、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

## 18 報告事項（3）「愛知県心身障害者コロニー再編の進捗状況について」

### 障害福祉課障害者施設整備室 加藤補佐

心身障害者コロニーの再編につきましては、平成19年3月に、心身障害者コロニー再編計画を策定し、進めているところです。計画の基本的な考え方としましては、入所者の計画的な地域生活移行の推進と地域生活を営む障害のある人を支援する拠点センターへの転換を掲げております。このうち、入所者の地域生活への移行の進捗状況であります。1ページの下の表を御覧ください。この中の地域生活移行計画数でございます。こちらは常時濃厚な医療の提供を必要とされる重症心身障害児者を除いた入所者を対象としておりまして、重症心身障害児者施設であるこぼと学園が110人、知的障害児者施設であるはるひ台学園と養楽荘の284人を合わせた394人を対象としたところでございます。これまでに、こぼと学園から72人、はるひ台学園と養楽荘から251人、合わせて323人が地域移行したところでございます。これには、地域にある施設への移行も含んでおりますが、進捗率は82%となっております。今後の計画としましては、平成29年7月に、民間施設へ24人が移行する予定でありまして、引き続き地域移行に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2ページ、コロニー再編の内容でございます。左側に現在のコロニー、右側に再編後の施設となります医療療育総合センター（仮称）とし、対比しております。現在のコロニーにございます中央病院、こぼと学園、発達障害研究所を医療支援部門として再編するとともに、緑の家、発達障害者支援センター、はるひ台学園を地域療育部門として再編します。養楽荘と春日台授産所につきましては、入所者の地域移行を行った上で、それぞれ廃止しております。それから、移行先となる地域における施設整備も進めてきたところでございまして、公立、民間合わせまして6つの施設が開所してまいります。

次に、3ページ、医療療育総合センター（仮称）の整備スケジュールでございます。右下に完成予想図を示しておりますが、平成26年5月に、重心病棟等の建設工事に着工しまして、平成28年2月に竣工し、同年7月に重心病棟が開所しております。平成28年12月には、残る本館棟の建設工事に着手したところでございまして、29年度についても工事を継続し、30年度に竣工の上、30年度内の全面開所を予定しております。

以上です。

## 19 報告事項（4）「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会について」

### 障害福祉課 石黒補佐

第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会について御報告させていただきます。お手元の資料6をお願いします。

1の開催概要のとおり、昨年12月3日から11日まで、2記載の6つの会場で、3記載の事業内容のとおり、美術・文芸作品の展示、舞台・ステージ発表、さらに、多摩美術大学学長を始めとする専門家による講演会・シンポジウムや授産製品コンペディションなど、様々なプログラムを実施いたしました。

また、資料右側の5のとおり、バリアフリー対応につきましても、各会場に、手話通訳者や要約筆記者を配置するとともに、一般から募集しました会場運営ボランティアや県の職員に対して、障害に関する講習会や手話講座を、関係団体の御協力の下に実施してまいりました。

このほか、あいち大会をPRするムービーに、関係団体や関係者の方々に御参加いただき、事前に展開してまいりました。

その結果、6のとおり、目標の3万人を大きく超える59,062人の方に御来場いただきました。また、美術・文芸作品の公募作品も803点集まり、舞台・ステージ発表についても60団体に御出演していただきまして、この全国大会において、過去最大規模の結果となりました。

これは、皆様の方から御支援や御協力をいただいたおかげだと思っております。誠にありがとうございます。

続きまして、来年度の事業としまして、資料4の16ページをお願いします。

全国障害者芸術・文化祭あいち大会の継承事業についてですが、来年度予算は、5,990千円となっております。事業内容については、このあいち大会で培った経験やノウハウ、またあいち大会でつながり、広がったネットワークを活かし、美術・文芸作品の展示や舞台発表、シンポジウム等を行う障害者アーツ展を開催してまいります。また、障害者施設等に出向き、創作の素晴らしさ伝える出前講座なども実施してまいりたいと思います。

以上です。

## 高橋会長

ありがとうございました。

報告事項4件、一括で説明していただきました。御意見や御質問等ありましたら、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

## 徳田（万）委員

資料3で、障害者差別に関する相談状況について御報告いただきました。こちらについて、2点質問したいと思います。

まず、1つ目ですが、1の(6)の対応の区分のところ、関係機関への引継ぎが6件となっております。個別事業があるかとは思いますが、可能な限りで構いませんので、具体的にどちらに引継がれたのか、また、こういった事情でということをお簡潔に教えてくださいたいと思います。理由としましては、やはり、こういった相談というのは、頑張って相談先を探しても、たらい回しにされてしまって、途中であきらめてしまうといったことが多くあるような印象がありますので、こういった案件に対して、こういった引継ぎがなされたのか知りたいからでございます。

2つ目ですが、市町村への相談状況についても参考に御報告いただきました。市町村へは79件ということで、県の方が範囲は広い印象がありますが、県へは34件と少なくなっております。単純に数で計れるものではないと思いますが、この数字について、どのように評価されているのかお考えを教えてくださいたいと思います。

## 障害福祉課 伊藤主任主査

2つ御質問をいただきました。

まず、1つ目の関係機関への引継ぎにつきましては、主に、行政機関が差別したという御相談になります。行政機関における差別につきましては、その職員が適切に対応できるようにするための「対応要領」をそれ

それぞれ自ら定め、内部における服務規律確保のための仕組みによって実行性を確保するというのが法の基本的な考え方であり、そのため、そちらの関係機関に、まずは御対応をお願いしたというものでございます。

次に、2つ目の市町村の方が数が多いということでしたが、差別解消法における相談機関につきましては、国、県、市町村でそれぞれ役割が定められているものではなく、並列の関係でございます。なので、相談者がどちらに相談に行かれるのかは、相談者次第になると思います。そういった中で、やはり、一番身近な市町村役場に相談に行かれることが多かったのではと推測しております。

#### 徳田（万）委員

1つ追加でよろしいでしょうか。

対応要領に従って、引継ぎをされたということですが、その後のフォローとして何か行っているのでしょうか。

#### 障害福祉課 伊藤主任主査

県から市町村へ引継いだもののうち一部については、市町村に確認したのもございますが、きっちり全てどうなったのかというところまでは把握しておりません。

#### 徳田（万）委員

今のは、関係機関へ引継いだ6件のうち、市町村に引継いだものもあるということですか。

#### 障害福祉課 伊藤主任主査

一部、市町村が差別を行ったという事案がありましたので、そちらは、当該市町村に引継ぎをさせていただきました。

#### 徳田（万）委員

県のものもあつたのでしょうか。

#### 障害福祉課 伊藤主任主査

県の機関（知事部局）が差別を行ったというものはございません。仮に、県の機関（知事部局）が差別を行ったことでありましたら、愛知県の職員対応要領に基づきまして、定められた相談機関が受け付けてまして、県の内部で処理していくこととなります。

#### 高橋会長

ありがとうございました。

意見交換をされたい方もいらっしゃるかと思いますが、時間も迫ってまいりましたので、本日の会議はこれもちまして終了したいと思います。

事務局においては、今日出ました御意見や御質問をもとに障害者支援施策の一層の推進を図っていただくようお願いします。では、事務局にお返しします。

## 20 閉会

本日はお忙しい中を長時間にわたり、御審議いただきましてありがとうございました。

なお、来年度1回目の障害者施策審議会は、7月下旬頃に開催する予定ですので、よろしくお願ひいたしま

す。

本日は、ありがとうございました。

以上で、平成28年度第3回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_